

# 修紅短期大学動物実験指針

動物実験は、今日の生命科学の研究・教育活動を支える重要な手段として科学の発展、人類の福祉・健康の増進に計りしれない恩恵をもたらしている。動物実験を行うにあたっては、自然科学における研究の一般原則に従い、再現性の得られる諸条件を整理して実施されなければならない。このため、実験動物の飼育環境と使用に関しては、適切な条件を必要とする。また、人と実験動物相互にとっての生活環境の保全に留意することはもちろんであるが、動物実験を行う際には科学上はもとより、動物福祉上の観点から適切な動物及び実験方法の選択が必要である。実験動物への配慮はすでに「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、平成11年12月22日一部改正）」及び「実験動物の飼養及び保管に関する基準（昭和55年総理府告示第6号、平成14年5月28日一部改正）」に明示されているところであるが、修紅短期大学では、学内で実施されるすべての動物実験がこれらの基本的要件を満たすものでなければならないとの認識に立ち、ここに修紅短期大学動物実験指針を以下のように定める。

## 第1 目的

この指針は、修紅短期大学（以下「本学」という）において動物実験を計画及び実施し、並びに実験動物を飼育・管理する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点から適正な動物実験の実施と実験動物の管理を促すことを目的とする。

## 第2 適用範囲

- 1 この指針は、本学において行われる哺乳類及び鳥類に属する動物を用いるすべての動物実験に適用する。
- 2 哺乳類及び鳥類以外の動物を用いる実験については、この指針の主旨を尊重するものとする。

## 第3 動物実験委員会

- 1 本指針の目的を達成するため、修紅短期大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という）を置く。動物実験委員会は、本学において行われるすべての動物実験の適正な運用とその実態を把握する。そのため、動物実験委員会は「修紅短期大学動物実験施設の構造及び動物の利用等に関する基準」に従い動物実験施設の認可と病原微生物検査、動物実験計画書の審査、並びに査察等による動物実験実施状況の調査及びこの指針等の適正な運用に関し必要な教育を適宜行うものとする。学長は、この指針の適正な運用を図るため、当該部局（本学においては食物栄養学科をいう）において、部局委員会を置くものとする。ただし、当該部局のみで置けない理由がある場合は、他の部局と合同して部局委員会を置くことができる。
- 2 部局委員会は、当該部局の動物実験管理者及び当該部局が必要と認める者及び学長が推薦する者によって構成するものとする。

## 第4 動物実験管理者

- 1 動物実験の適正な実施のため、動物実験管理者を置く。
- 2 動物実験管理者は、実験者に対して適切な動物実験のための指導・助言等を行うものとする。

る。

- 3 動物実験管理者は、動物実験に経験と理解を有する者のうちから、学長が命ずる。

## 第5 実験計画の立案

- 1 動物実験を実施しようとする者は、動物実験委員会が定める様式に従って動物実験計画書を作成し、動物実験委員会に申請して、その許可を得なければならない。
- 2 遺伝子組換え動物を使用する実験の実施に当たっては、動物実験委員会の許可に加えて修紅短期大学遺伝子組換え実験安全管理委員会の承認を必要とする。

## 第6 実験動物の搬入及び飼育管理

- 1 実験動物搬入等の申請は、動物実験計画書の承認を得た後に可能となる。
- 2 実験者、動物実験管理者及び飼育技術者は協力して、動物実験施設への動物搬入時から実験終了時に至るすべての期間にわたり、動物実験施設基準に基づき、適切な処置を施さなければならない。

## 第7 適正な実験操作

実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう十分に配慮しなければならない。

## 第8 実験終了時の処置

- 1 実験者は、実験を終了した動物に対して、適正な処置を行わなければならない。
- 2 動物実験管理者及び実験者は、動物の死体等の最終処理に至るまでの間、人の健康及び生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

## 第9 生活環境の保全

- 1 実験者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体を用いる動物実験等においては、これらに関連した規則等を遵守するとともに、動物実験管理者の指示に従わなければならない。
- 2 動物実験施設基準に従い、動物実験に係る実験者は、実験動物の汚物等の適切な処置を行い、施設を常に清潔にして微生物等による環境の汚染、悪臭の発生等を防止し、並びに施設の整備等により騒音の防止を図ることによって、生活環境の保全に努めなければならない。なお、動物実験施設及び実験室等の周囲の汚染防止については、動物実験施設及び実験室等の状況に応じて、格別の注意を払わなければならない。
- 3 遺伝子組換え動物の学内動物実験施設間移動に際しては所定の運搬機材を用い、逃亡を防止しなければならない。

## 第10 施設、設備、組織の整備

各部署長は、動物実験が適正かつ円滑に実施されるよう動物実験施設及び実験室等の設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備を図らなければならない。

## 第11 教育訓練

実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令、指針等及び本学の規程等
- (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、動物実験委員会が定める。

## 第12 自己点検・評価

部局委員会は、当該部局における動物実験の実施に関し、本学指針への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

## 第13 情報公開

本学における動物実験に関する自己点検・評価に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

## 第14 その他

この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、動物実験委員会が別に定める。

### 附 則

この指針は、平成23年10月17日から実施する。

### 附 則

この指針は、平成26年6月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。